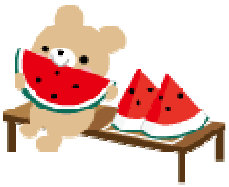

未就学児と妊産婦の現物給付が始まります。

必ずご確認下さい

助成制度改正により、平成 28 年 8 月から窓口で支払う金額に限度額が設けられます。（受給者証に記載された金額　※居住する市町村により金額は異なります※　3 歳未満は窓口負担がないため、お支払いはありません。）そのため**受診の都度、受給者証の提出をお願いします。**

3 歳以上の未就学児と妊産婦の方で提出がない場合は、助成制度が利用できません。受診時に窓口負担分をお支払い頂き、その月の診療分全てを各市町村へ自己申請する必要があります。

ご理解頂き、ご協力をお願い致します。

医療法人小笠原眼科クリニック